

(様式2)

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく条例で定める特定公園施設の設置の基準(案)の概要

### 1 趣旨について

国により、一層の地域主権を推進するため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)が公布され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」といいます。)が改正されました。

これまで国の省令で全国一律に定められていたバリアフリー法に基づく特定公園施設の設置の基準について、地方分権改革の観点から、省令で定める基準を参酌して地方公共団体(府・市)が条例で定めることになりました。

なお、京都府では、平成7年に京都府福祉のまちづくり条例(平成7年京都府条例第8号。以下「府まちづくり条例」いいます。)が制定されており、この条例により独自の基準が定められています。

### 2 対象

京丹後市が管理する都市公園の特定施設(※)

※特定公園施設

- |         |        |      |              |
|---------|--------|------|--------------|
| ①園路及び広場 | ②屋根付広場 | ③休息所 | ④野外劇場及び野外音楽堂 |
| ⑤駐車場    | ⑥便所    | ⑦水飲場 | ⑧管理事務所       |

### 3 基準の考え方

国の基準及び府まちづくり条例の基準に沿った内容とします。

### 4 主な内容

#### (1) 通路の安全・円滑な通行の確保について

- 排水施設の溝蓋等の基準
  - ・ 通路の排水施設の溝蓋は、車椅子のキャスターやつえが落ち込まない構造とします。

#### ア 国の基準

溝蓋等の構造の基準について、特に規定されておりません。

#### イ 府まちづくり条例の基準

園路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスター及びつえが落ち込まないよう配慮した溝ぶたを設けること。

#### (2) 便所の円滑な利用について

- 高齢者、障害者等の安全・円滑な利用に適した構造を有する便房がある便所(以下「バリアフリースイイレ」といいます。)の構造の基準
  - ・ バリアフリースイイレの戸は、引き戸(構造上やむを得ない場合は、外開き戸)

とします。

- ・ バリアフリースイールの洗面器又は手洗い器の内一つ以上は、操作が容易な方式の水栓を設置します。

ア 国の基準

戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

※洗面器又は手洗い器の水栓の方式について、特に規定されておられません。

イ 府まちづくり条例の基準

戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合にあっては、外開き戸）とすること。

車いす使用者用便房が設けられている便所の洗面器又は手洗い器のうち1以上に、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けること。

(3) 傾斜路の安全・円滑な通行の確保について

● 傾斜路（スロープ）の識別及び始点・終点の基準

- ・ 公園の通路にスロープを設ける場合には、スロープとその前後の通路との色の明度の差により、スロープが容易に識別できるようにします。
- ・ スロープの始点、終点には、車椅子が安全に停止できる平坦な部分を設けます。

ア 国の基準

スロープの識別及び始点・終点についての基準について、特に規定されておられません。

イ 府まちづくり条例の基準

その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

始点及び終点に、車いすが安全に停止できる平坦な部分を設けること。

(4) 車椅子使用者の駐車場使用の安全について

● 車椅子使用者用駐車施設と駐車場出入口との距離等の基準

- ・ 公園の駐車場に車椅子使用者駐車施設を設置する場合は、駐車場出入口との間の距離が、可能な限り短くなるような位置に設置します。
- ・ 車椅子使用者駐車施設と駐車場出入口との間の経路の幅は、120 cm以上とします。

ア 国の基準

車椅子使用者駐車施設と駐車場出入口との距離及びその経路の幅の基準について、特に規定されておられません。

イ 府まちづくり条例の基準

車いす使用者用駐車施設と駐車場の出入口との間の経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

経路を構成する通路のうち1以上は、次に掲げるものとする。

(4) その他の基準

(1) から (3) までに掲げた基準以外の基準は、国の基準どおりとします。

国の基準の詳細は、参酌すべき基準等を参照してください。

## 5 施行期日について

平成25年4月1日から施行します。

※パブリックコメント手続きを行う制度等について、項目別にわかりやすく簡潔に記入してください。